

# 評価書修正概要

# 目次

---

特定個人情報保護評価書の主な見直しポイントについて	P.2
評価書見直しの目的・事務の概要	P.8
評価書（案）の概要 「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」	P.12
評価書（案）の修正点 「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」	P.18

---

# 特定個人情報保護評価書の 主な見直しポイントについて

## 特定個人情報保護評価書の記載事項（全項目）

全項目評価では、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて詳細に分析し、記載することになっています。

区分	概要	
Ⅰ 基本情報	1. 特定個人情報ファイルを扱う事務 等の基本情報	対象となる事務や 取り扱うファイルの 内容
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考	
Ⅲ リスク対策	1. 特定個人情報ファイル名 2. 特定個人情報の入手 （情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く） 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 （委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く） 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去	入手や使用などそ れぞれのプロセスに おけるリスク対策
Ⅳ その他のリスク対策	1. 監査 2. 従業者に対する教育・啓発 3. その他のリスク対策	
Ⅴ 開示請求、問合せ	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
Ⅵ 評価実施 手続	1. 基礎項目評価 2. 国民・住民等からの意見の聴取 3. 第三者点検 4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	

## 「Ⅰ.基本情報」における記載事項

Ⅰは、評価対象の事務の全体像を把握するための項目が記載されています。

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	• どのような事務で特定個人情報を取り扱うのか（事務の名称、事務の内容、対象人数）
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	• どのようなシステムで特定個人情報を取り扱うのか（システムの名称や機能、他のシステムとの接続状況）
3. 特定個人情報ファイル名	• どのような特定個人情報ファイルを取り扱うのか、その名称
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	• 上記特定個人情報ファイルを取り扱う事務実施上の必要性やメリット
5. 個人番号の利用	• 個人番号を利用するための法令上の根拠
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	• 情報連携の有無及び法令上の根拠
7. 評価実施機関における担当部署	• 担当部署名
8. 他の評価実施機関	• （あれば）ほかの評価実施機関

## 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」における記載事項

Ⅱは、どのような特定個人情報ファイルがどのように使用されるかを把握するための項目が記載されています。

1. 特定個人情報ファイル名	<ul style="list-style-type: none"><li>• 取り扱う特定個人情報ファイルの名称</li></ul>
2. 基本情報	<ul style="list-style-type: none"><li>• 取り扱う特定個人情報ファイルの基本的な情報<ul style="list-style-type: none"><li>✓ ファイルの種類（システム用か、表計算用か）</li><li>✓ 対象者の人数・範囲</li><li>✓ 記録される項目とその妥当性</li><li>✓ いつから保有されているか 等</li></ul></li></ul>
3. 特定個人情報の入手・使用	<ul style="list-style-type: none"><li>• 取り扱う特定個人情報は誰が、いつ、どのように入手するか</li><li>• 誰がどのように使用するのか</li></ul>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	<ul style="list-style-type: none"><li>• 特定個人情報ファイルの取扱いにかかる委託の有無</li><li>• どのような情報についてどのような内容の委託を行うか、どのような受け渡し方をするか</li><li>• 委託先はどこで、どれくらいの人が情報を取り扱うのか</li><li>• 再委託はするのか</li></ul>
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）	<ul style="list-style-type: none"><li>• 特定個人情報を評価対象事務以外にも提供（庁外）・移転（庁内）するか</li><li>• どのような情報を何のために提供・移転するか、その法令上の根拠は何か</li></ul>
6. 特定個人情報の保管・消去	<ul style="list-style-type: none"><li>• 入手した特定個人情報はどこにどれくらいの期間保管されるか</li><li>• どのように情報が消去されるか</li></ul>

# 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」における記載事項

Ⅲは、リスクを事前に想定して適切な対策を講じているかを把握するための項目が記載されています。

1. 特定個人情報ファイル名	<ul style="list-style-type: none"><li>• 取り扱う特定個人情報ファイルの名称</li></ul>
2. 特定個人情報の入手（情報提供NWSを通じた入手を除く。）	<ul style="list-style-type: none"><li>• 以下の4つのリスクについての対策を記載<ul style="list-style-type: none"><li>① 目的外の入手が行われるリスク</li><li>② 不適切な方法で入手が行われるリスク</li><li>③ 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</li><li>④ 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</li></ul></li></ul>
3. 特定個人情報の使用	<ul style="list-style-type: none"><li>• 以下の4つのリスクについての対策を記載<ul style="list-style-type: none"><li>① 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク</li><li>② 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク</li><li>③ 従業員が事務外で使用するリスク</li><li>④ 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</li></ul></li></ul>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	<ul style="list-style-type: none"><li>• 委託先が適切に情報を取り扱っているかをチェックするための対策について記載（管理体制、管理規程、契約上の取り決め、取り扱いや受け渡しや記録方法など）</li></ul>
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供NWSを通じた提供を除く）	<ul style="list-style-type: none"><li>• 以下の3つのリスクについての対策を記載<ul style="list-style-type: none"><li>① 不正な提供・移転が行われるリスク</li><li>② 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク</li><li>③ 誤った情報を提供・移転してしまうリスク</li></ul></li></ul>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	<ul style="list-style-type: none"><li>• 以下の5つのリスクについての対策を記載<ul style="list-style-type: none"><li>① 目的外の入手が行われるリスク</li><li>② 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク</li><li>③ 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</li><li>④ 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</li><li>⑤ 不正な提供が行われるリスク</li></ul></li></ul>
7. 特定個人情報の保管・消去	<ul style="list-style-type: none"><li>• 以下の3つのリスクについての対策を記載<ul style="list-style-type: none"><li>① 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</li><li>② 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク</li><li>③ 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</li></ul></li></ul>

## 「Ⅳその他のリスク対策」における記載事項

Ⅳは、監査や職員の研修などその他の対策を講じているかを把握するための項目が記載されています。

### 1. 監査

- 自己点検や監査の実施方法について記載している

### 2. 従業者に対する教育・啓発

- 職員に対する研修の実施方法、頻度等について記載している

### 3. その他

- その他のリスク対策について記載している

# 評価書見直しの目的・事務の概要

# 「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」評価書見直しの目的

令和4年度税制改正の大綱（令和3年12月24日閣議決定）では、地方税務手続のデジタル化として、電子申告の対象手続きの拡大が明記されました。

これにより、個人住民税の申告電子化が令和8年1月から始まることとなりましたが、この度申告の電子化の全体概要が提示され、特定個人情報を含む課税情報が追加されたことから、評価書の修正が必要になりました。

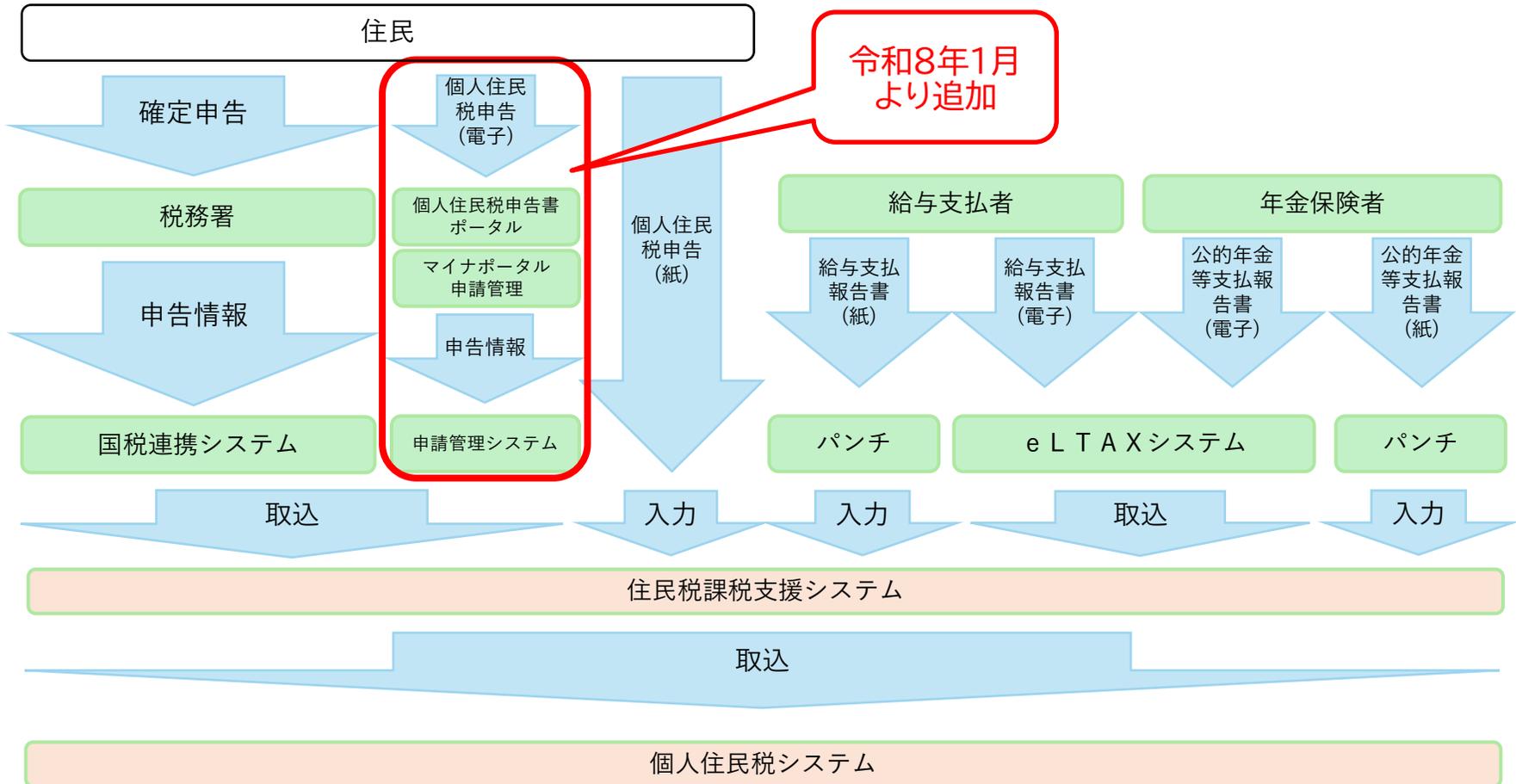
主な修正点については以下の通りです。

<b>1. 事務に使用するシステムの追加</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>個人住民税申告ポータル</li><li>マイナポータル申請管理</li><li>申請管理システム</li></ul>
<b>2. 課税資料登録業務における運用の変更</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>電子により提出された申告書の受領、資料登録方法の追加</li></ul>
<b>3. リスク対策</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>電子により提出された申告書で取得した特定個人情報の管理及びリスク対策</li></ul>

# 変更後の課税資料登録方法

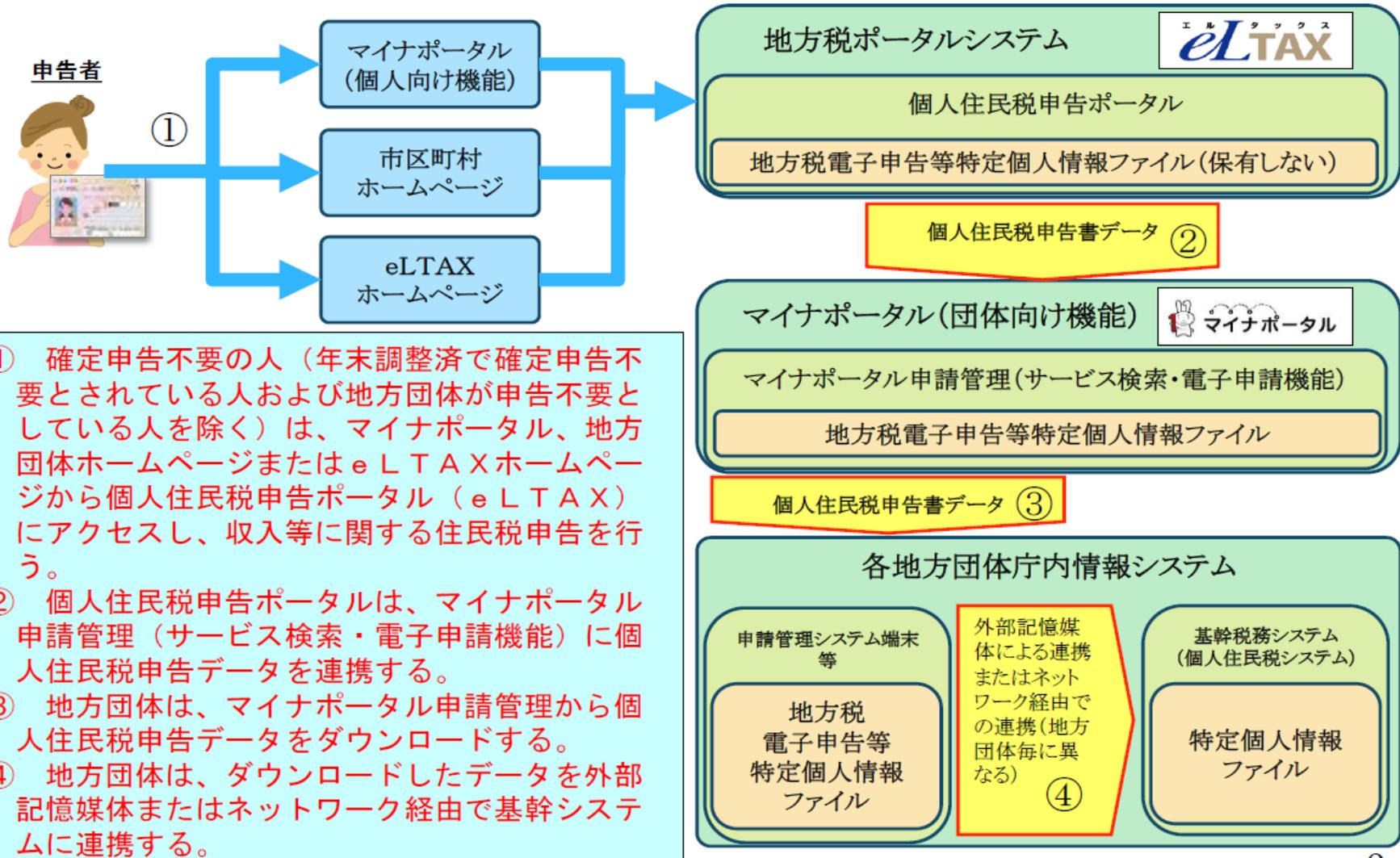
個人住民税申告電子化導入後の課税資料登録のフローは以下のとおりです。

課税資料登録の流れ



# 個人住民税申告の電子化の概要（地方税共同機構 説明資料より転記）

## ■業務の内容（個人住民税申告電子化の概要）



- ① 確定申告不要の人（年末調整済で確定申告不要とされている人および地方団体が申告不要としている人を除く）は、マイナポータル、地方団体ホームページまたはeLTAXホームページから個人住民税申告ポータル（eLTAX）にアクセスし、収入等に関する住民税申告を行う。
- ② 個人住民税申告ポータルは、マイナポータル申請管理（サービス検索・電子申請機能）に個人住民税申告データを連携する。
- ③ 地方団体は、マイナポータル申請管理から個人住民税申告データをダウンロードする。
- ④ 地方団体は、ダウンロードしたデータを外部記憶媒体またはネットワーク経由で基幹システムに連携する。

# 評価書（案）の概要

「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」

# 事務の概要

事務の概要は以下のとおりです。

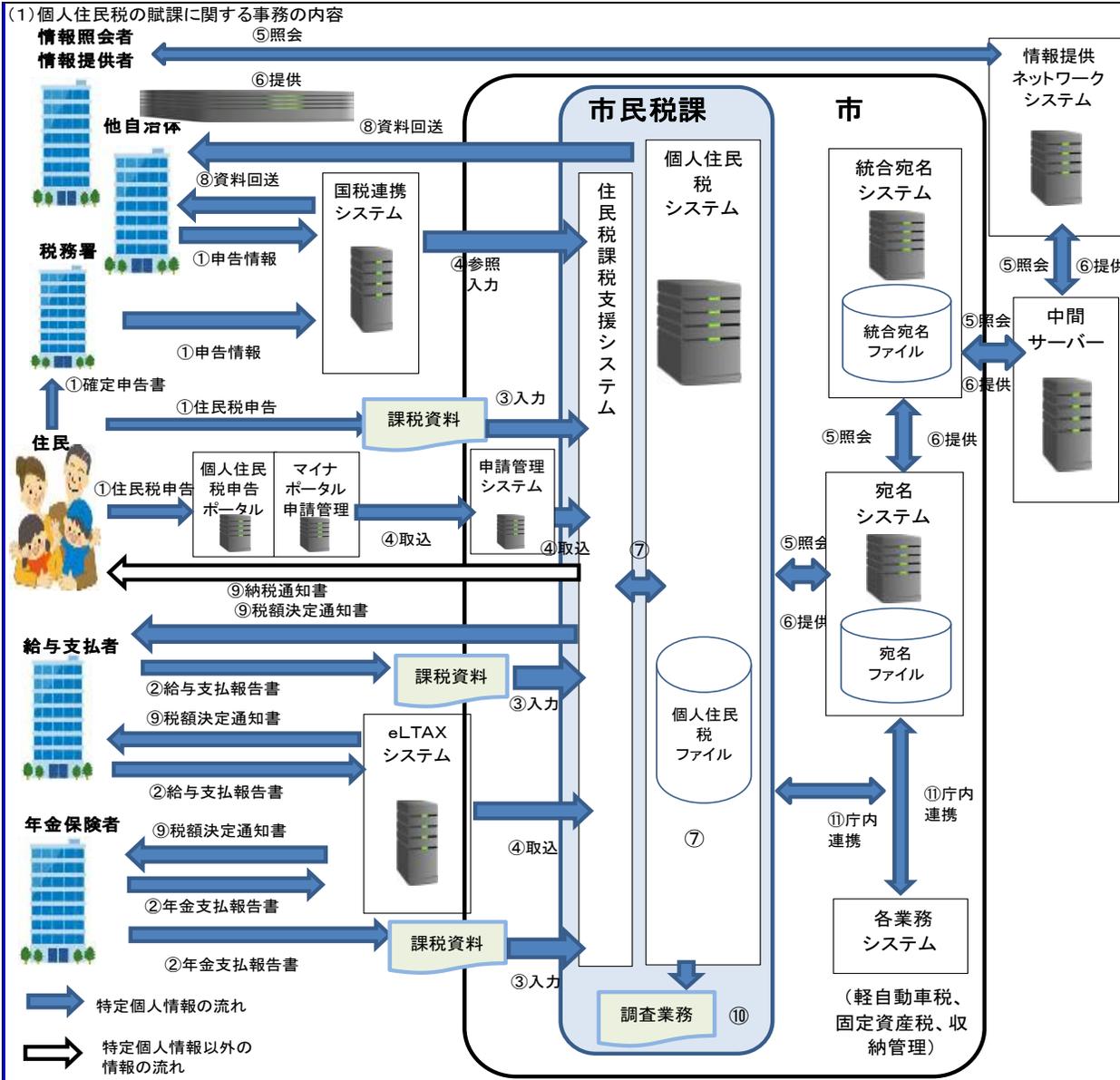
事務名	個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務
担当課	市民税課
対象人数	30万人以上
事務の内容	<p><b>【個人住民税の賦課に関する業務】</b></p> <p><b>(賦課決定)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>課税資料（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、市県民税申告書等）を窓口や郵便、e L T A Xシステム、国税連携システム、マイナポータルを通じて受理、収集する。</li><li>住民税課税支援システム等を活用し、各課税資料の内容をシステムに合わせたデータに変換し個人住民税システムへ登録する。</li><li>課税資料のデータ登録は、賦課期日現在の宛名情報とマッチングさせ特定する。</li><li>賦課期日現在、市内に住民登録がない者については、住民登録地を確認し、市に課税権がないと判断した場合には、住民登録地自治体へ課税資料を回送する。</li><li>同一納税義務者に課税資料が複数提出ある場合、全ての課税資料情報を統合・確認・整理し、計算する（合算処理）。</li><li>扶養関係を特定し、賦課期日現在他市区町村内に住所を有する被扶養者については、当該市区町村に対し、所得照会を行い、扶養要件を確認する。</li><li>賦課決定を行い、税額決定通知書及び納税通知書を作成する。</li></ul> <p><b>(納税通知書の送付)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>特別徴収義務者に対し、税額決定通知書を送付する。給与に係る特別徴収納税義務者に対しては、特別徴収義務者を通じて納税通知書を送付する。</li><li>普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、納税通知書を送付する。</li><li>納税義務者から修正申告等がなされた場合には、課税情報を変更決定し、変更通知書を送付する。</li><li>特別徴収納税義務者が退職した場合等には、特別徴収義務者から異動届出書の提出を受けて異動処理を行い、特別徴収義務者に対し税額変更通知書を送付する。異動処理により普通徴収分の税額が発生する場合には、納税義務者に対し納税通知書を送付する。</li></ul> <p><b>(その他)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>未申告者に対し、個人住民税申告の提出依頼を行う。<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 給与支払報告書の未提出事業所に対し、該当者の有無の確認を行う。</li><li>✓ 税務署に提出されている法定調書を調査し、申告すべき所得が申告されていないと判断された場合は、本人へ通知したうえで賦課決定し、納税通知書か変更通知書を送付する。</li></ul></li><li>賦課決定を受けた納税義務者より、減免申請書による申出があった場合は、生活保護法により扶助を受ける場合等、減免事由に該当する場合は減免を行う。</li></ul> <p><b>【地方税の証明発行に関する事務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>住民からの証明書の交付申請に基づき、関係システムを使用して各種証明書を発行し交付する。</li></ul>

# 事務の概要

事務の概要は以下のとおりです。

使用システム	<ul style="list-style-type: none"><li>① 個人住民税システム（課税資料を登録し、課税台帳を作成するシステム。納税通知書の作成も行う）</li><li>② 軽自動車税システム（賦課期日現在における軽自動車の所有者を把握し、税額の決定と納付書の作成を行うシステム）</li><li>③ 固定資産税システム（土地・家屋・償却資産の台帳を管理し、固定資産税の賦課決定や納付書の作成を行うシステム）</li><li>④ 収納管理システム（税の収納状況を管理するシステム）</li><li>⑤ 証明発行システム（住民からの申請に基づき、各種証明書を発行するシステム）</li><li>⑥ 宛名システム（住民登録している住民、外国人、住民登録外個人及び法人を管理するシステム）</li><li>⑦ 統合宛名システム（送付先等の宛名情報を管理し、既存システムへ提供するシステム）</li><li>⑧ 中間サーバー（情報連携対象の個人情報データの副本を保存・管理し、情報提供NWSとの仲介をするシステム）</li><li>⑨ eLTAXシステム（個人住民税における電子申告、電子申請・届出に係るデータを受信するシステム）</li><li>⑩ 国税連携システム（国税庁又は他市町村より配信された確定申告書データを受信するシステム）</li><li>⑪ 証明書コンビニ交付システム（証明書をコンビニで交付するためのシステム）</li><li>⑫ 住民税課税支援システム（確定申告や住民税申告の受付をするとともに課税資料を取込み、合算するシステム）</li><li>⑬ 個人住民税申告ポータル（個人住民税の電子申告を行うシステム）</li><li>⑭ マイナポータル申請管理（住民が電子申請を行った申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開するシステム）</li><li>⑮ 申請管理システム（個人住民税における電子申告、電子申請・届出に係るデータを受信するシステム）</li></ul>
使用特定個人情報ファイル	<ul style="list-style-type: none"><li>①個人住民税に関する情報ファイル<ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人住民税の適正賦課を実施する上で、申告等情報等を管理するためのもの</li></ul></li><li>②軽自動車税に関する情報ファイル<ul style="list-style-type: none"><li>・ 軽自動車税の適正賦課を実施する上で、申告等情報等を管理するためのもの</li></ul></li><li>③固定資産税に関する情報ファイル<ul style="list-style-type: none"><li>・ 固定資産税の適正賦課を実施する上で、申告等情報等を管理するためのもの</li></ul></li><li>④収納管理システムファイル<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地方税の収納業務を実施する上で、税額情報等を管理するためのもの</li></ul></li><li>⑤宛名ファイル、⑥統合宛名ファイル<ul style="list-style-type: none"><li>・ 対象者を正確に特定するため、個人番号、連絡先情報等を管理しているもの</li></ul></li></ul>

# 【参考】事務のフロー



➤ 納税者からの申告、給与・年金支払者から提出された支払報告書及び市の調査により、住民税を課税（賦課決定）し納税通知書等の送付を行う。

- ① 納税者等から提出された申告書の受付、確認を行う。
- ② 給与及び年金支払者から提出された支払報告書の受付を行う。
- ③ 紙で提出された申告書等のデータを入力する。
- ④ 国税連携システムを参照しデータを入力する。eLTAxシステムやマイナポータル申請管理、申請管理システムからデータを取り込む。
- ⑤ 必要に応じて納税者や給与・年金の支払者へ申告書等の内容について調査を行うため、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。
- ⑥ 情報提供ネットワークシステムと連携して、番号法に定められた情報照会者に情報提供を行う。
- ⑦ ③④の入力情報を個人住民税システムへ取込、給与支払報告書、年金支払報告書、申告書等の当初賦課資料及び⑤をもとに、個人住民税の賦課決定を行う。
- ⑧ 他市在住の課税資料の回送及び確定申告情報を提供する。
- ⑨ 賦課決定した内容に基づき、税額決定通知書を特別徴収義務者へ、納税通知書を納税者へ送付する。
- ⑩ 必要に応じて住民税課税状況等の調査を実施する。
- ⑪ 各業務が必要とする情報を庁内連携する。

# 評価書（案）の概要 「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」

「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」に係る全項目評価書の概要は以下の通りとなります。

## I 基本情報

- (1) 事務の名称  
個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務
- (2) 事務の内容
  - ・ 個人住民税は、賦課期日時点において市内に住所を有する個人又は市内に事務所や家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者に対して課税を行います。
  - ・ 住民からの申請に基づき、個人住民税情報、軽自動車税情報、固定資産税情報、収納情報から各種証明書を発行します。
- (3) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム
  - ①個人住民税システム                      ②軽自動車税システム                      ③固定資産税システム
  - ④収納管理システム                      ⑤証明発行システム                      ⑥宛名システム
  - ⑦統合宛名システム                      ⑧中間サーバー                      ⑨eLTAシステム
  - ⑩国税連携システム                      ⑪証明書コンビニ交付システム                      ⑫住民税課税支援システム
  - ⑬個人住民税申告ポータル                      ⑭マイナポータル申請管理                      ⑮申請管理システム

## II 特定個人情報ファイル の概要

### <特定個人情報ファイル名と概要>

- ①個人住民税に関する情報ファイル  
個人住民税の適正賦課を実施する上で、申告等情報等を管理するためのものです。
- ②軽自動車税に関する情報ファイル  
軽自動車税の適正賦課を実施する上で、申告等情報等を管理するためのものです。
- ③固定資産税に関する情報ファイル  
固定資産税の適正賦課を実施する上で、申告等情報等を管理するためのものです。
- ④収納管理システムファイル  
地方税の収納業務を実施する上で、税額情報等を管理するためのものです。
- ⑤宛名ファイル、⑥統合宛名ファイル  
対象者を正確に特定するため、個人番号、連絡先情報等を管理しているものです。

## 評価書（案）の概要 「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」

「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」に係る全項目評価書の概要は以下の通りとなっています。

### Ⅲ 特定個人情報ファイル の取扱いプロセス におけるリスク対策

入手の際は、厳格な本人確認を行い複数の目を持って確認し記録しています。また、情報へのアクセス制御を設定しており、操作ログが残る仕組みをとっています。

### Ⅳ その他のリスク対策

情報管理が適正に実施されているかどうかについて、自己点検、教育・研修を継続して行っています。

※ V、VIは連絡先等のため割愛しています。

# 評価書（案）の修正点

「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」

# 評価書（案）の修正点 「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」

「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」に係る全項目評価書の主な修正点は以下の通りとなっています。

## I 基本情報

I 基本情報	・個人住民税申告電子化に伴い、使用するシステム及びシステム構成図に「個人住民税申告ポータル」「マイナポータル申請管理」「申請管理システム」を追加	
1. 特定 個人情報 を取り扱う 事務 ②事務の 内容	・ 課税資料を受理、収集する手段について「マイナポータル」を追加	P3
2. 特定 個人情報 を取り扱う 事務におい て使用する システム	・ 「個人住民税申告ポータル」「マイナポータル申請管理」「申請管理システム」を追加	P9-10
別添 1 事務の内 容	・ 個人住民税申告を電子で行った場合のフロー及び備考欄に課税資料の取込みを追加	P12

# 評価書（案）の修正点 「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」

## II 特定個人情報ファイル

<p>II 特定個人情報ファイル (1) 個人住民税に関する情報ファイルの概要</p>	<p>・特定個人情報の保管、消去について「申請管理システム」における措置を追加</p>	
<p>6. 特定個人情報の保管、消去 ①保管場所</p>	<p>「申請管理システム」における措置を追加</p> <ul style="list-style-type: none"><li>取得したデータは静脈認証による入退室管理を行っているマシン室内のサーバーに保管、外部記憶媒体を使用する場合は、施錠可能な区画に保管</li><li>サーバーへのアクセスに関しては、IDとパスワードによる認証を必要としている</li></ul>	P24
<p>6. 特定個人情報の保管、消去 ③消去方法</p>	<p>「申請管理システム」における措置を追加</p> <ul style="list-style-type: none"><li>外部媒体に保存する場合は使用の都度即座に完全消去を行う。</li><li>申請管理システム内の特定個人情報のデータについては、市立ち合いの下、復元できないよう物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して消去を行う。</li></ul>	P25

# 評価書（案）の修正点 「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」

## Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（１）

<p style="text-align: center;"><b>Ⅲ</b> 特定個人情報ファイルの取扱いプロセス におけるリスク対策</p>	<p>①個人住民税申告ポータル ・申告者から対象者以外、必要な情報以外の情報、不適切な方法、不正確な情報入手することを防止するための措置を追加</p> <p>②マイナポータル申請管理、申請管理システム ・入手の際に特定個人情報が漏えい、紛失するリスクに対する措置を追加</p>	
<p>2. 特定個人情報の入手リスク1 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>対象者以外の情報の入手を防止する措置</p>	<p>「個人住民税申告ポータル」における措置を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人住民税申告ポータルを用いた申告等情報については、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</li> </ul> <p>「申請管理システム」における措置を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請管理システムについては、システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって、システム操作者が事務の対象者以外の手続きに関する情報入手することを防止する。</li> </ul>	P51
<p>2. 特定個人情報の入手リスク1 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>必要な情報以外を入手することを防止する措置</p>	<p>「個人住民税申告ポータル」における措置を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申告画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul> <p>「申請管理システム」における措置を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請管理システムについては、システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって、システム操作者が必要な手続き以外の情報入手することを防止する。</li> </ul>	P51
<p>2. 特定個人情報の入手リスク2 不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置</p>	<p>「個人住民税申告ポータル」における措置を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申告内容を送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなっているため、本人からの情報のみが送信される</li> </ul> <p>「申請管理システム」における措置を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請管理システムについては、システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって、入手可能な情報に制限をかける。</li> </ul>	P52

# 評価書（案）の修正点 「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」

## Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（2）

<p>2. 特定個人情報の入手 リスク3 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク</p> <p>入手の際の本人確認の措置 の内容</p>	<p>「個人住民税申告ポータル」における措置を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</li> </ul>	<p>P53</p>
<p>2. 特定個人情報の入手 リスク3 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク</p> <p>特定個人情報の正確性確保 の措置の内容</p>	<p>「個人住民税申告ポータル」における措置を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより不正確な個人番号の入力を抑止</li> </ul>	<p>P53</p>
<p>2. 特定個人情報の入手 リスク4 入手の際に特定個人情報 が漏洩、紛失するリスク</p> <p>リスクに対する措置</p>	<p>「マイナポータル申請管理」と地方公共団体との間の連携手段について追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>LGWAN回線を用いた暗号化通信で外部からの盗聴、漏えい等が起こらない、さらに通信自体も暗号化している。</li> </ul> <p>「申請管理システム」における措置を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請管理システムのデータを住民税課税支援システムに取り込む際、作業の段階で一時的に保存が必要となった場合は、作業後速やかにデータの削除を行う。</li> </ul>	<p>P54</p>
<p>7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク2 特定個人情報が 古い情報のまま保管され続ける リスク</p>	<p>「申請管理システム」における措置を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接続端末は、基本的に申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。</li> </ul>	<p>P65</p>

# 評価書（案）の修正点 「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」

## IV その他のリスク対策

IV その他のリスク対策	変更なし	
-----------------	------	--

※ V、VIは連絡先等のため割愛しています。